

物品売買単価契約書（案）

令和7年 月 日

甲 契約担当者 住所 秋田市山王四丁目1番2号
氏名 公益社団法人秋田県農業公社
理事長 齋藤 了

乙 契約者 住所
商号
氏名

次の物品の売買について、秋田県財務規則に準じて契約を締結し、その証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

1 物品名、購入予定数量及び単価

物品名	購入予定数量	単位 (頭・羽)	契約単価 (円)	うち消費税及び地方 消費税額 (円)

- 1 納入期日 甲が指定する日
- 2 納入場所 甲が指定する場所
- 3 契約期間 契約を締結した日から令和8年3月31日
- 4 契約保証金 秋田県財務規則に準じて免除
- 5 特別契約事項 次のとおり

(納入及び検査)

第1条 乙は、契約期間中、甲の発注ある毎に、その都度指定する日及び指定する納入場所までに物品を納入するものとする。この場合、乙はその旨を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、物品の納入を受けたときは、直ちに乙の職員立ち合いのもとに検査を行い、検査に合格したときは、甲はその引き渡しを受けるものとする。

(代金の支払)

第2条 甲は、物品の引渡しを受けた後において、乙から月ごとにまとめた適法な支払請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。

(危険担保)

第3条 第1条及び第2項の引渡し前に生じた物品についての損害は乙の負担とする。ただし、甲の責に帰すべき理由による場合は甲の負担とする。

(条件の変更)

第4条 甲及び乙は、この契約の締結後、物価の急激な変動その他の理由により契約内容の変更を要すると認めるときは、この契約の条件の変更を申し入れすることができる。

(履行遅滞)

第5条 乙は、納入期日までに発注物品を納入できないときは、書面により納入期日の延期を申し出て、甲の承認を受けなければならない。

2 前項の場合において、甲が納入期日の延長を承認したときは、その理由が天災その他不可抗力による場合又は甲の責に帰すべき理由による場合を除き、乙は、規定の納入期限の翌日から納入の日までの日数（検査に要した日数を除く。）に応じ、次の式により起算して得た額を違約金とし甲に支払わなければならない。

$$\text{遅滞に係る金額} \times \frac{\text{遅滞日数} \times 2.5\%}{365}$$

(権利又は義務の譲渡等)

第6条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

(契約の解除)

第7条 甲は、次の各号の一に該当する場合には、何らの催告をしないで、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害賠償を請求することはできない。

- (1) 乙がこの契約の条項に違反したとき。
- (2) 乙が物品を納入期限内に指定の場所へその数量を納品しないとき、又は納入する見込みがないと認められるとき。
- (3) 乙から契約解除の申し出があったとき。
- (4) 乙（乙が法人の場合にあっては、登記簿謄本等に記載されているすべての者）が、この契約履行期間中に暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当すると認められたとき。

2 前項の規定により、この契約が解除された場合において既に納入された部分の取り扱いについては、甲乙協議して定めるものとする。

4 第1項の規定により、この契約が解除されたときは、契約保証金（契約保証金の納付に代えて提供した担保を含む。）は、甲に帰属する。

5 乙は、契約保証金が免除されている場合において、第1項の規定により契約が解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。この場合において、分割納入し甲の検査に合格した物品があるときは、契約金額から分割納入した物品の契約金額相当額を控除した金額の100分の10に相当する額を違約金とする。

第8条 甲は、この契約に関して、次の各号の一に該当する場合には、何らの催告をしないで、この契約を解除できる。この場合において、乙は、解除により生じた損害賠償を請求することができない。

- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による排除措置命令を受、

行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 14 条第 1 項又は第 2 項に定める期間内に抗告訴訟を提起しなかったとき。

(2) 乙が、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同条第 2 項及び第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を受け、行政事件訴訟法第 14 条第 1 項又は第 2 項に定める期間内に抗告訴訟を提起しなかったとき。

(3) 乙が、前 2 号に規定する排除措置命令又は課徴金の納付命令に係る抗告訴訟を提起し、当該訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。

(4) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成 12 年法律第 130 号）第 4 条の規定による刑に処せられたとき。

(賠償金)

第9条 乙は、この契約に関して、前条各号の一に該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として売買代金の 100 分の 10 に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、甲が特に認めた場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に定める賠償金の額を超える場合においては、乙の負担とする。

3 前 2 項の規定は、この契約を履行した後においても適用するものとする。

(費用の負担)

第10条 物品の納入及び検査に要する費用（不合格の引き取りに要する費用を含む）は、全て乙の負担とする。

(その他)

第11条 この契約について定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議して定めるものとする。